

第124回 福島市都市計画審議会

議案集

日 時：令和5年5月18日（木）午後2時から
場 所：キョウワグループ・テルサホール（福島テルサ）
3階「あぶくま」

1. 議 案

第124回 福島市都市計画審議会に次の議案を提出する。

議案番号	件 名	決 定 分 区	頁	備考
議案第270号	県北都市計画用途地域の変更について	福島市	3～7	
議案第271号	県北都市計画地区計画の決定について (福島おおぎそうインター工業団地地区計画)	福島市	8～10	
議案第272号	県北都市計画地区計画の変更について (大笹生地区計画)	福島市	11～16	
議案第273号	県北都市計画下水道の変更について (福島公共下水道)	福島市	17～19	

令和5年5月18日

福島市都市計画審議会議長

県北都市計画用途地域の変更について（福島市決定）

県北都市計画用途地域を次のように変更する。

種別	面積	建築物の容積率	建築物の建ぺい率	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層住居専用地域	約 120.0 ha	6/10以下	4/10以下	1.0m	—	10m	2.4%
	約 69.2 ha	10/10以下	5/10以下	1.0m	200㎡	10m	1.4%
	約 49.0 ha	10/10以下	5/10以下	1.0m	165㎡	10m	1.0%
	約 119.1 ha	10/10以下	5/10以下	1.0m	—	10m	2.3%
	約 16.1 ha	10/10以下	5/10以下	—	—	10m	0.3%
小計	約 373.4 ha						7.4%
第二種低層住居専用地域	約 7.6 ha	10/10以下	5/10以下	1.0m	165㎡	10m	0.2%
	約 63.5 ha	15/10以下	5/10以下	1.0m	200㎡	12m	1.3%
	約 57.5 ha	15/10以下	5/10以下	1.0m	200㎡	10m	1.1%
	約 54.6 ha	15/10以下	5/10以下	—	200㎡	10m	1.1%
小計	約 183.2 ha						3.7%
第一種中高層住居専用地域	約 988.5 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	19.5%
第二種中高層住居専用地域	約 181.8 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	3.6%
第一種住居地域	約 1569.1 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	31.0%
第二種住居地域	約 188.5 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	3.7%
準住居地域	約 25.9 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	0.5%
近隣商業地域	約 119.2 ha	20/10以下	8/10以下	—	—	—	2.3%
	約 49.9 ha	30/10以下	8/10以下	—	—	—	1.0%
	約 3.7 ha	40/10以下	8/10以下	—	—	—	0.1%
小計	約 172.8 ha						3.4%
商業地域	約 258.1 ha	40/10以下	—	—	—	—	5.1%
	約 39.7 ha	50/10以下	—	—	—	—	0.8%
	約 23.3 ha	60/10以下	—	—	—	—	0.5%
	約 1.7 ha	70/10以下	—	—	—	—	0.0%
小計	約 322.8 ha						6.4%
準工業地域	約 365.9 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	7.2%
工業地域	約 476.6 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	9.4%
工業専用地域	約 210.5 ha	20/10以下	6/10以下	—	—	—	4.2%
合計	約 5059.0 ha						100.0%

理 由 書

インターチェンジ周辺に位置した交通の要衝という立地を活かし、計画的に工業団地の整備予定のある地区の用途地域を「工業地域」に変更しようとするものである。

地区別の変更内訳（参考資料）

地区名	用途 第一種低層住居 専用地域	第二種 低層住居 専用地域	第一種中 高層住居 専用地域	第二種中 高層住居 専用地域	第一種住 居地域	第二種住 居地域	準住居地 域	近隣商業 地域	商業地域	準工業地 域	工業地域	工業専用 地域	合計
大笹生地区											35.2		35.2
岡島地区											-19.5		-19.5
合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15.7	0	15.7
当初面積	373.4	183.2	988.5	181.8	1569.1	188.5	25.9	172.8	322.8	365.9	460.9	210.5	5043.3
変更面積	373.4	183.2	988.5	181.8	1569.1	188.5	25.9	172.8	322.8	365.9	476.6	210.5	5059.0

新旧対照表

上段：変更前

下段：変更後

種 別	面 積	建築物の 容積率	建築物の 建ぺい率	外壁の 後退距離 の限度	建築物 の敷地 面積の 最低限度	建物の 高さの 限度	その他 及び 備考
第一種低層 住居専用地域	約 120.0 ha	6/10 以下	4/10 以下	1.0m	—	10m	2.4%
	約 69.2 ha	10/10 以下	5/10 以下	1.0m	200 ㎡	10m	1.4%
	約 49.0 ha	10/10 以下	5/10 以下	1.0m	165 ㎡	10m	1.0%
	約 119.1 ha	10/10 以下	5/10 以下	1.0m	—	10m	2.3%
	約 16.1 ha	10/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	0.3%
小計	約 373.4 ha						7.4%
第二種低層 住居専用地域	約 7.6 ha	10/10 以下	5/10 以下	1.0m	165 ㎡	10m	0.2%
	約 63.5 ha	15/10 以下	5/10 以下	1.0m	200 ㎡	12m	1.3%
	約 57.5 ha	15/10 以下	5/10 以下	1.0m	200 ㎡	10m	1.1%
	約 54.6 ha	15/10 以下	5/10 以下	—	200 ㎡	10m	1.1%
小計	約 183.2 ha						3.7%
第一種中高層 住居専用地域	約 988.5 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	19.5%
第二種中高層 住居専用地域	約 181.8 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	3.6%
第一種住居地域	約 1569.1 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	31.0%
第二種住居地域	約 188.5 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	3.7%
準住居地域	約 25.9 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	0.5%
近隣商業地域	約 119.2 ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	2.3%
	約 49.9 ha	30/10 以下	8/10 以下	—	—	—	1.0%
	約 3.7 ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	0.1%
小計	約 172.8 ha						3.4%
商業地域	約 258.1 ha	40/10 以下	—	—	—	—	5.1%
	約 39.7 ha	50/10 以下	—	—	—	—	0.8%
	約 23.3 ha	60/10 以下	—	—	—	—	0.5%
	約 1.7 ha	70/10 以下	—	—	—	—	0.0%
小計	約 322.8 ha						6.4%
準工業地域	約 365.9 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	7.2%
工業地域	約 460.9 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	9.2%
	約 476.6 ha						9.4%
工業専用地域	約 210.5 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	4.2%
合計	約 5043.3 ha						100%
	約 5059.0 ha						100%

都市計画の変更に係る土地の区域

1 都市計画に新たに含まれる土地の区域

(1) 工業地域

福島市のうち

おおぞそう つかた なりた うまあらいば きんかさん ふじのまち
大笹生字塚田、字成田、字馬洗場、字金花山、字藤ノ町、

たてのきた 及び たてのうち の全部の区域

おおぞそう なかへいちうち うさぎばし きたおにぶち だいた やなぎまち
大笹生字中平地内、字兔橋、字北鬼瀨、字台田、字柳町、

みなみおにぶち もりむかい きたやじ みや みやのした はくさん
字南鬼瀨、字森向、字北谷地、字宮、字宮ノ下、字白山、

てらた みやのまえ おおはた ごたんた 及び たてのにし
字寺田、字宮ノ前、字大畑、字五反田 及び 字館ノ西

の各一部の区域

2 都市計画から除外される土地の区域

(1) 工業地域

福島市のうち

おかじま みやざわまえ ながそね にがきたて ふるやたて なめりいしやま
岡島字宮沢前、字長岬、字苦木立、字古屋館 及び 字那目利石山

の各一部の区域

【参 考】

○都市計画案の縦覧及び、意見書の提出状況

縦 覧 期 間：令和5年4月26日から令和5年5月10日まで

意見書の提出状況：なし

県北都市計画用途地域の変更経緯

年月日	事項	決定権者	備考
昭和48年11月9日	当初決定	福島県	県第1141号、面積4192.0ha
昭和49年7月26日	第1回変更	福島県	県第845号、面積4192.0ha
昭和52年7月5日	第2回変更	福島県	県第755号、面積4192.0ha
昭和53年12月26日	第3回変更	福島県	県第1723号、面積4348.3ha
昭和58年8月16日	第4回変更	福島県	県第1098号、面積4348.3ha
昭和59年6月29日	第5回変更	福島県	県第864号、面積4484.8ha
昭和59年10月26日	第6回変更	福島県	県第1470号、面積4484.8ha
昭和62年4月21日	第7回変更	福島県	県第510号、面積4655.9ha
平成元年3月10日	第8回変更	福島県	県第285号、面積4655.9ha
平成3年2月22日	第9回変更	福島県	県第183号、面積4655.9ha
平成4年6月30日	第10回変更	福島県	県第623号、面積4834.2ha
平成7年9月18日	第11回変更	福島県	県第910号、面積4834.2ha
平成8年5月31日	第12回変更	福島県	県第508号、面積4834.2ha
平成13年4月10日	第13回変更	福島市	市第65号、面積5029.9ha
平成14年12月6日	第14回変更	福島市	市第180号、面積5029.9ha
平成26年5月27日	第15回変更	福島市	市第136号、面積5043.3ha
今回変更	第16回変更	福島市	面積5059.0ha

県北都市計画地区計画の決定（福島市決定）

県北都市計画地区計画（福島おおぞうインター工業団地地区計画）を次のように決定する。

名 称		福島おおぞうインター工業団地地区計画
位 置		福島市大笹生字塚田、字成田、字馬洗場、字金花山、 字藤ノ町、字館ノ北、字館ノ内 及び 字中平地内、字兎橋、字北鬼淵、字台田、字柳町、 字南鬼淵、字森向、字北谷地、字宮、字宮ノ下、 字白山、字寺田、字宮ノ前、字大畑、字五反田、 字館ノ西 の各一部の区域
面 積		約 35.2 ha
5 区域の整備、 開発及び 保全の方針	地区計画の目標	福島市の中心部から北西7kmに位置し、主要地方道上名倉飯坂伊達線（通称：フルーツライン）と東北中央自動車道福島大笹生ICに隣接した、交通の利便性に恵まれた地区である。 大笹生地区の地域振興、活性化を図るため、工場及びそれに関連する研究開発施設並びに、物流施設等の用地として、周辺の景観に配慮しながら良好な環境を形成し、将来にわたり保全、維持することを目標とする。
	土地利用の方針	周辺の自然環境・景観に配慮し、地域振興に資する工場及びそれに関連する研究施設並びに、物流施設等の工業団地としての土地利用を図る。
	地区施設の整備方針	幹線道路、区画道路、緑地を適切に配置し、整備・維持管理を図る。
	建築物等の整備方針	良好な産業用地を形成するため、「建築物の用途の制限」、「容積率の最高限度」、「建蔽率の最高限度」、「敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の形態及び意匠の制限」、「かき又は柵の構造の制限」等を定める。

地区 整備 計画	地区施設の配置 及び規模		幹線道路 幅員12.5m 延長約 820m 幹線道路 幅員12.0m 延長約 960m 幹線道路 幅員 9.5m 延長約 270m 区画道路 幅員12.0m 延長約 240m 区画道路 幅員11.5m 延長約 130m 区画道路 幅員10.0m 延長約 600m 区画道路 幅員 9.0m 延長約 470m 区画道路 幅員 6.0m 延長約 170m 緑地 面積約 4,000㎡
	地区の面積	約 35.2 ha	
	建築物等の 用途の制限	<p>(1) 次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 建築基準法 別表第二(わ)第1～4号及び第6～8号の施設 2. 神社、寺院、教会及び関連施設 3. 一般廃棄物又は産業廃棄物等の処理施設 4. カラオケボックス、アミューズメント施設その他これらに類するもの 5. 公衆浴場、自動車教習所、冠婚葬祭場 6. 畜舎 	
	容積率の 最高限度	10分の20	
	建蔽率の 最高限度	10分の6	
	敷地面積の 最低限度	2,500㎡	
	壁面の位置 の制限	<p>(1) 計画図に図示の■■■に接する箇所は、建築物の外壁又はこれに代わる柱面(以下、「外壁等」とする。)から道路境界線までの距離は3m以上とする。</p> <p>(2) その他の箇所は、外壁等から道路境界線までの距離は2m以上とする。</p>	
	建築物等の 形態及び 意匠の制限	<p>(1) 建築物の形態・意匠は、福島市景観形成基本計画を踏まえ、福島市景観まちづくり計画に準拠するものとする。</p> <p>(2) 屋外広告物は、周辺の景観に配慮したものとする。</p>	
	かき又は柵の 構造の制限	<p>道路及び敷地境界に面してかき又は柵を設ける場合は、生垣、植栽又は高さ2.0m以下のフェンスとしなければならない。ただし、門柱、門扉に類するものは除く。</p>	

※「区域、地区施設の配置、地区の区分及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

理 由 書

福島市の中心部から北西7kmに位置し、主要地方道上名倉飯坂伊達線（通称：フルーツライン）と東北中央自動車道福島大笹生ICに隣接した、交通の利便性に恵まれた地区である。

大笹生地区の地域振興、活性化を図るため、工場及びそれに関連する研究開発施設並びに、物流施設等の用地として、周辺の景観に配慮しながら良好な環境を形成し、将来にわたり保全、維持することを目標に、適正な土地利用を誘導することから地区計画を決定するものである。

都市計画変更に係る土地の区域

1 都市計画を決定する土地の区域

福島市のうち

大笹生字塚田、字成田、字馬洗場、字金花山、字藤ノ町、

字館ノ北 及び 字館ノ内 の全部の区域

大笹生字中平地内、字兔橋、字北鬼淵、字台田、字柳町、

字南鬼淵、字森向、字北谷地、字宮、字宮ノ下、

字白山、字寺田、字宮ノ前、字大畑、字五反田 及び

字館ノ西 の各一部の区域

【参 考】

○都市計画案の縦覧及び、意見書の提出状況

縦 覧 期 間：令和5年4月26日から令和5年5月10日まで

意見書の提出状況：なし

県北都市計画地区計画の変更について（福島市決定）

県北都市計画地区計画（大笹生地区計画）を次のように変更する。

名 称		大笹生地区計画
位 置		福島市大笹生字台田、字柳町、字月崎、字北谷地、字宮、 字宮ノ下 の各一部の区域
面 積		約 2.8 ha
5 区域の整備、 開発及び保全の方針	地区計画の目標	<p>福島市の中心部から北西7kmに位置し、主要地方道上名倉飯坂伊達線（通称：フルーツライン）と東北中央自動車道福島大笹生ICに隣接した、交通の利便性に恵まれた地区である。</p> <p>大笹生地区の地域振興、活性化に資する用地として、周辺の景観に配慮しながら良好な環境を形成し、将来にわたり保全、維持することを目標とする。</p>
	土地利用の方針	<p>周辺の自然環境・景観に配慮し、地域振興に資する土地利用を図る。</p>
	建築物等の整備方針	<p>良好な地域振興地を形成するため、「建築物の用途の制限」、「容積率の最高限度」、「建蔽率の最高限度」、「敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の高さの制限」、「建築物等の形態及び意匠の制限」、「かき又は柵の構造の制限」等を定める。</p>
地区整備計画 に関する事項	建築物等に 関する事項	<p>地区の面積</p> <p style="text-align: center;">約 2.8 ha</p>
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築できる。</p> <p>1. 非住居系の工業地域に建築できる建築物のうち、地域振興に資する施設（ポーリング場等、カラオケボックス等、麻雀屋・パチンコ屋等、を除く）</p>
	容積率の最高限度	10分の20
	建蔽率の最高限度	10分の6

地区整備計画	建築物等に 関する 事項	敷地面積の 最低限度	2,500㎡
		壁面の位置 の制限	(1) 計画図に図示の■■■に接する箇所は、建築物の外壁 又はこれに代わる柱面（以下、「外壁等」とする。）から 道路境界線までの距離は3m以上とする。 (2) その他の箇所は、外壁等から道路境界線までの距離は 2m以上とする。
		建築物等の 高さの限度	20m以下
		建築物等の 形態及び 意匠の制限	(1) 建築物の形態・意匠は、福島市景観形成基本計画を踏 まえ、福島市景観まちづくり計画に準拠するものとする。 (2) 屋外広告物は、周辺の景観に配慮したものとする。
		かき又は柵の 構造の制限	道路及び敷地境界に面してかき又は柵を設ける場合は、生 垣、植栽又は高さ2.0m以下のフェンスとしなければならない。ただし、門柱、門扉に類するものは除く。

理 由 書

福島市の中心部から北西7kmに位置し、主要地方道上名倉飯坂伊達線（通称：フルーツライン）と東北中央自動車道福島大笹生ICに隣接した、交通の利便性に恵まれた地区である。

大笹生地区の地域振興、活性化に資する用地として、周辺の景観に配慮しながら良好な環境を形成し、将来にわたり保全、維持することを目標に、適正な土地利用を誘導するため地区計画を変更するものである。

都市計画の変更に係る土地の区域

1 都市計画から除外される土地の区域

福島市のうち

おおざそう なりた
大笹生字成田 の全部の区域

おおざそう はちまん だいた うさぎばし ひら ちうち きたおにぶち やなぎまち
大笹生字八幡、字台田、字兔橋、字中平地内、字北鬼淵、字柳町、

みなみおにぶち きた やじ つかた みや みやのした うまあらいば
字南鬼淵、字北谷地、字塚田、字宮、字宮ノ下、字馬洗場、

はくさん てらた ふじのまち みやのまえ おおはた
字白山、字寺田、字藤ノ町、字宮ノ前 及び 字大畑

の各一部の区域

2 都市計画を変更する土地の区域

福島市のうち

おおざそう だいた やなぎまち つきざき きた やじ みや
大笹生字台田、字柳町、字月崎、字北谷地、字宮 及び

みやのした
字宮ノ下 の各一部の区域

新旧対照表

上段：変更前

下段：変更後

名 称	大笹生地区計画	
位 置	<p>福島市大笹生字柳町、字北谷地、字成田、字宮ノ下</p> <p style="text-align: center;">大笹生字北鬼淵、字南鬼淵、字塚田、字馬洗場、字藤ノ町、 字中平地内、字兎橋、字台田、字月崎、字八幡、字宮、 字白山、字寺田、字宮ノ前、字大畑 の各一部の区域</p> <p style="color: red; text-align: center;">福島市大笹生字台田、字柳町、字月崎、字北谷地、字宮、 字宮ノ下 の各一部の区域</p>	
面 積	<p style="text-align: center;">約 20.0 ha</p> <p style="text-align: center; color: red;">約 2.8 ha</p>	
地区計画の目標	<p>本地区は、福島市の中心部から北西7kmに位置し、主要地方道上名倉飯坂伊達線（通称：フルーツライン）と東北中央自動車道福島大笹生ICに隣接した、交通の利便性に恵まれた地区である。</p> <p>大笹生地区の地域振興、活性化を図るため、工場及びそれに関連する研究開発施設、物流施設並びに地域振興に資する用地として、周辺の景観に配慮しながら良好な環境を形成し、将来にわたり保全、維持することを目標とする。</p> <p style="color: red;">福島市の中心部から北西7kmに位置し、主要地方道上名倉飯坂伊達線（通称：フルーツライン）と東北中央自動車道福島大笹生ICに隣接した、交通の利便性に恵まれた地区である。</p> <p style="color: red;">大笹生地区の地域振興、活性化に資する用地として、周辺の景観に配慮しながら良好な環境を形成し、将来にわたり保全、維持することを目標とする。</p>	
区域の整備、開発及び保全の方針	土地利用の方針	<p>周辺の自然環境・景観に配慮し、工場及びそれに関連する研究開発施設、物流施設並びに地域振興に資する新たな工業団地としての土地利用を図る。</p> <p style="color: red;">周辺の自然環境・景観に配慮し、地域振興に資する土地利用を図る。</p>
	建築物等の整備方針	<p>良好な工業・業務地並びに地域振興地を形成するため、「建築物の用途の制限」、「壁面の位置の制限」及び「建築物等の高さの最高限度」等を定める。</p> <p style="color: red;">良好な地域振興地を形成するため、「建築物の用途の制限」、「容積率の最高限度」、「建蔽率の最高限度」、「敷地面積の最低限度」、「壁面の位置の制限」、「建築物等の高さの制限」、「建築物等の形態及び意匠の制限」、「かき又は柵の構造の制限」等を定める。</p>

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分 地区の面積	A 地区 (削除) 約 11.3ha (削除)	B 地区 (削除) 約 8.8ha 2.8ha
		建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 工場及びそれに関連する研究開発施設（建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二（ぬ）項に掲げる施設及び一般廃棄物又は産業廃棄物の処理施設を除く） (2) 物流施設 (削除)	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 工場及びそれに関連する研究開発施設（建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第二（ぬ）項に掲げる施設及び一般廃棄物又は産業廃棄物の処理施設を除く） (2) 物流施設 (3) (1)、(2) に掲げる建築物を除くほか、非住居系の工業地域（ボーリング場等、カラオケボックス等、麻雀屋・パチンコ屋等、を除く）に建築できる建築物のうち、地域振興に資する施設 次に掲げる建築物は、建築できる。 1. 非住居系の工業地域に建築できる建築物のうち、地域振興に資する施設（ボーリング場等、カラオケボックス等、麻雀屋・パチンコ屋等、を除く）
		容積率の最高限度	10分の20 (変更なし)	
		建ぺい率の最高限度	10分の6 (変更なし)	
		敷地面積の最低限度	500㎡ 2,500㎡	
壁面の位置の制限	(1) 計画図に図示の■■■に接する箇所は、建築物の壁面又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は3m以上とする。 (2) その他の箇所は、道路境界線及び隣接境界線までの距離は2m以上とする。 (変更なし)			

地区整備計画	建築物等	建築物等の高さの最高限度	20m以下 (変更なし)
	に	建築物等の形態及び意匠の制限	(1) 建築物の形態・意匠は、福島市景観形成基本計画を踏まえ、福島市景観まちづくり計画に準拠するものとする。 (2) 屋外広告物は、周辺の景観に配慮したものとする。 (変更なし)
	関する事項	かき又は柵の構造の制限	道路及び敷地境界に面して垣又は柵を設ける場合は、生垣、植栽又は高さ2.0m以下のフェンスとしなければならない。ただし、門柱、門扉に類するものは除く。 (変更なし)

【参 考】

○都市計画案の縦覧及び、意見書の提出状況

縦 覧 期 間：令和5年4月26日から令和5年5月10日まで

意見書の提出状況：なし

県北都市計画地区計画の変更経緯 (大笹生地区計画)

決定告示年月日	事項	決定権者	備考
平成29年12月1日	当初	福島市	告示第350号 20.0ha
今回	第1回変更	福島市	2.8ha

県北都市計画下水道の変更（福島市決定）

県北都市計画福島公共下水道「2 排水区域」を次のように変更する。

2 排水区域

名 称	面 積	備 考
福島公共下水道	約 5,195 (ha)	

「区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

本市の公共下水道は、昭和 38 年 3 月に都市計画決定をうけて以来、旧市街地を中心に阿武隈川流域下水道（県北処理区）関連公共下水道と整合を図りつつ鋭意整備を進めているところであるが、今回、以下の点について都市計画下水道の変更をしようとするものである。

（1）「2 排水区域」

県北都市計画区域の区域区分の見直しに伴い、市街化区域から市街化調整区域に変更となる約 20ha について排水区域から除外することとし、既決定面積約 5,215ha から約 5,195ha に変更する。

新旧対照表

上段：変更前

下段：変更後

2 排水区域

名 称	面 積	備 考
福島公共下水道	約 5,215 (ha) 約 5,195 (ha)	

「区域は計画図表示のとおり」

都市計画変更に係る土地の区域

1 都市計画から除外される土地の区域

福島市のうち

岡島^{おかじま}字宮沢前^{みやざわまえ}、字長岬^{ながさき}、字苦木立^{にがきたて}、字古屋館^{ふるやたて}、及び 字那目利石山^{なめりいしやま}
の各一部の区域

【参 考】

○都市計画案の縦覧及び、意見書の提出状況

縦 覧 期 間：令和5年4月26日から令和5年5月10日まで

意見書の提出状況：なし

県北都市計画下水道の変更経緯

決定告示年月日	事項	決定権者	備考
昭和38年3月30日	当初決定	建設省 告示第1061号	
昭和41年3月31日	第1回変更	建設省 告示第1120号	管渠の変更
昭和43年3月30日	第2回変更	建設省 告示第988号	管渠の変更
昭和51年10月20日	第3回変更	福島市 告示第211号	管渠の変更
昭和53年4月21日	第4回変更	福島市 告示第37号	区域の拡大
昭和58年2月23日	第5回変更	福島市 告示第24号	区域の拡大
昭和62年8月10日	第6回変更	福島市	区域の拡大
平成2年11月2日	第7回変更	福島市 告示第154号	・単独公共 汚水管渠の廃止 22箇所 雨水幹線の廃止 50箇所 ・流域関連 汚水幹線の廃止 41箇所 雨水幹線の廃止 89箇所
平成3年7月11日	第8回変更	福島市 告示第86号	・単独公共 雨水幹線の廃止 1箇所（三河北町） 雨水幹線の決定 1箇所（信夫山雨水）
平成5年11月5日	第9回変更	福島市	土湯特環
平成6年7月8日	第10回変更	福島市 告示第93号	・区域の拡大（大笹生十六沼、瀬上工業団地、岡島工業団地、上名倉荒井区画、松川工業団地） ポンプ場の追加 2箇所（渡利雨水排水ポンプ場）
平成8年5月31日	第11回変更	福島市 告示第73号	・区域の拡大（南向台、桜台）
平成12年7月26日	第12回変更	福島市 告示第116号	・単独公共 1000ha未満の汚水管渠廃止 8箇所 1000ha未満の雨水管渠廃止 13箇所 ・流域関連 1000ha未満の汚水管渠廃止 10箇所 汚水管渠新規 1箇所（鳥谷野梅ノ木内） 1000ha未満の雨水管渠廃止 18箇所 ・ポンプ場の決定 1箇所（蓬萊町汚水中継）
平成13年1月19日	第13回変更	福島市 告示第11号	・汚水管渠変更1箇所（松川町浅川蓬萊町） ・ポンプ場廃止2箇所（松川町浅川寺前汚水中継、松川町浅川地蔵岡汚水中継）
平成13年4月10日	第14回変更	福島市 告示第60号	・区域の拡大（南福島ニュータウン、あさひ台、美郷）
平成14年4月5日	第15回変更	福島市 告示第54号	・区域の拡大（しのぶ台団地） ・汚水幹線 1箇所変更（光が丘） 6箇所新規（岡部岡島、岡島瀬上、町庭坂堀河町、五十辺第1号、森合、三本木） ・ポンプ場の廃止1箇所（鎌田熊野）
平成16年3月2日	第16回変更	福島市 告示第54号	・市街化調整区域の拡大（福島刑務所）
平成17年4月14日	第17回変更	福島市 告示第72号	・市街化調整区域の拡大（南沢又、宮代） ・汚水幹線 2箇所追加（鳥谷野天神、鳥谷野杉ノ内）
平成24年6月18日	第18回変更	福島市 告示第157号	・市街化調整区域の拡大（飯坂町平野、北沢又、南沢又、下野寺笹木野町庭坂、成川、渡利斎場） ・汚水管渠 8箇所
平成26年3月27日	第19回変更	福島市 告示第69号	・市街化調整区域及び市街化調整区域の変更により変更。（沖高字西谷地、松川町字西長壇、さくら一丁目、沖高字樋越、穴田、岡島字宮田、宮沢、天神平）
今回	第20回変更	福島市	・市街化調整区域及び市街化調整区域の変更により変更。（岡島）